

平成28年3月10日

## 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の進捗について

平成26年6月、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(医療・介護総合推進法)」が成立し、介護保険法が改正された。この改正により、全国一律の基準によりサービス提供されていた予防給付の訪問介護・通所介護が、地域の実情に応じて基準を設けサービス提供可能な介護予防・日常生活支援総合事業、通称「新しい総合事業」に移行された。

板橋区では、介護保険条例において新しい総合事業の開始時期を平成28年4月と定めているが、その実施に向け準備を進めている。現在の進捗状況について下記のとおり報告する。

### 記

#### 1 区独自緩和型サービス事業所の指定について

平成28年2月9日現在

	訪問		通所	
	区内	区外	区内	区外
事業所数	181	41	133	47
指定申請事業所数	94	10	36	2

※国基準型相当サービスについては、平成26年度までに指定を受けた事業者は平成30年3月30日まで、総合事業の指定があったものとみなされる。

#### 2 介護予防・生活支援サービスの内容・介護報酬

サービス名称		サービス内容	介護報酬	
訪問型	国基準	ホームヘルパーが自宅訪問し、生活援助サービスや食事・入浴・排せつ介助などの身体介護サービスを提供する。	週1回程度	13,315円/月
	区独自	ホームヘルパーが自宅訪問し、1回60分以内の生活援助サービスを提供する。身体介護サービスは対象外となる。	週1回程度	11,400円/月
通所型	国基準	通所介護施設(デイサービスセンター)などに通って、食事・入浴・排せつの介助や機能訓練等を行う。	週1回程度	17,952円/月
	区独自	通所介護施設(デイサービスセンター)などに通って、機能訓練やレクリエーション等を行う。専門職による支援等の低い方を対象とした1回あたり3～5時間程度のサービス。	週1回程度	10,071円/月